

事務連絡
平成11年11月1日

各都道府県老人福祉担当課御中

厚生省老人保健福祉局
老人福祉計画課企画法令係、予算係

お忙しいところ大変恐縮ですが、特別養護老人ホームへの入所措置における居住地不明の者の実態について把握する必要が生じたことから、下記の2点について、平成11年11月5日(金)までに、下記連絡先までご報告いただくようよろしくお願いいたします。(期限までに回答が難しい場合には、事前にご連絡ください。)

記

- 1 平成10年度末現在における特別養護老人ホーム入所者のうち、居住地を有しないか、又は明らかでないものとして入所措置の対象となっている者の数(老人福祉法第24条第1項第2号の規定により、都道府県が措置費の1/2を負担することになる入所者数)
- 2 平成10年度措置費負担のうち、上記該当者に係る都道府県負担分

連絡先

厚生省老人保健福祉局
老人福祉計画課
企画法令係 森田
予算係 木村、伊藤
代表 03-3503-1711(3929、3925)
直通 03-3595-2888
FAX 03-3595-3670

(追記)

居住地不明の者に係る取扱いについて、9月17日の介護保険担当課長会議でお示しした「要介護認定の実施と事前サービス調整等について」の記述に一部誤りがありましたので、併せて訂正させていただきます。

【訂正事項】

18ページ (イ)「・資産等がある場合」の「契約の場合」の1割程度措置費(費用徴収)となっている部分を、1割程度利用者負担と訂正いたします。